

農林水産施策の推進に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 新たな農業政策の推進

(1) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとともに、充実強化すること。

(2) 新たな米政策を進めるに当たっては、きめ細かい説明と十分な経過措置を講じ、米の価格安定を図ること。特に、平成26年産の大幅な米価下落は生産現場に甚大な影響を及ぼしており、生産者が継続的かつ安定的に農業経営に取り組めるよう総合的な支援措置を講じること。

また、非主食用米の生産拡大に対する支援措置を充実強化すること。

(3) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう更なる充実強化を図ること。

2. 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。

また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための継続的な支援制度を構築すること。

3. 農業農村整備事業の推進

(1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備や保全管理を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化すること。特に、農道やため池等の農業水利施設の老朽化に伴う点検・修繕については十分な財政措置を講じること。

(2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災・減災対策を充実強化し、一層の財政措置を講じること。

4. 耕作放棄地の解消や棚田の維持管理など、中山間地域に対する財政措置を充実すること。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化を図るための諸施策の推進及び財政措置を充実すること。

5. 地域の実情を踏まえた農地の有効利用

(1) 今般の農地制度改革において、農地転用許可権限を移譲することとされた「指定市町村」については、その指定要件を早期に明示するとともに、最終的には、移譲を求める全ての都市自治体を対象とすること。

(2) 農業振興地域の指定・変更については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用ができるよう、改革を推進すること。

(3) 農地中間管理機構については、積極的に農地の借り入れを行うなど、都市自治体にとって実効性のある運用が図られるよう事業の改善を行うとともに、財政措置を充実すること。

6. 鳥獣被害防止対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、新たな研究や技術開発の推進等、被害の防止について抜本的な取組みを行い、鳥獣被害防止総合対策の更なる充実強化を図るとともに、財政措置を充実すること。

(2) 猟銃の所持許可手続に係る狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため射撃場を確保すること。

また、無線機によるGPS位置情報管理システムを構築するなどの捕獲従事者の安全対策を講じること。

7. 畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことに鑑み、乳製品向原料乳等の価格安定対策及び配合飼料価格安定対策など畜産・酪農経営安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用の推進など更なる経営安定対策を講じること。

8. 森林整備の推進

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政措置を講じること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の一層の推進を図るとともに、必要な予算を確保すること。
- (3) 「水循環基本計画」の策定において、水源の保全強化、外国資本等による森林買収・大規模伐採について、適正な規制が図られるよう推進すること。

9. 水産振興対策の充実強化

- (1) 水産業の再生を図るため、地域の実情に応じた水産業の経営安定・体質強化対策、水産物の加工・流通・消費対策、漁港の多面的利用の促進及び水産資源の回復・管理対策を一層強化すること。
また、漁港施設の老朽化対策及び防災・減災対策をはじめとする水産基盤整備を充実強化するとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 新規漁業就業者の育成を強力に推進するとともに、担い手の確保・育成に必要な財政支援の一層の拡充を図ること。